

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び
福島第二原子力発電所事故に係る

原子力災害対策本部の設置について

平成23年3月12日
閣 議 決 定

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
 - (2) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)
 - (3) 設置期間 平成23年3月12日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
2. 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本 部 長 内閣総理大臣
副本部長 経済産業大臣
本 部 員 総務大臣、外務大臣、
財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、
防災担当大臣、内閣危機管理監

3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務の一部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く

- (1) 名称 平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所に係る原子力災害現地対策本部
- (2) 設置場所 福島県原子力災害対策センター
- (3) 設置期間 平成23年3月12日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

- 4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5. 本部会合には、原子力安全委員会委員長が出席する。
- 6. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 7. 前各項に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が定める。

以上